

(改正後)

第一号様式 (第八条第一項)

沿岸漁業改善資金貸付申請書

千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則第8条の規定により、次のとおり沿岸漁業改善資金( )を貸し付け願いたく申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

住所 (主たる事務所の所在地)

氏名 (名称及び代表者の氏名)

漁業協同組合		年 月 日	番号
--------	--	-------	----

資金種類	償還期間	据置期間	資金交付希望月	借り受けようとする事業費及び申請額		
				事業量	事業費	申請額
	年	年	月		千円	千円

連帯債務者	住所	氏名	申請者との関係

連帯保証人	住所	氏名	申請者との関係

(略)

(改正前)

第一号様式 (第八条第一項)

沿岸漁業改善資金貸付申請書

千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則第8条の規定により、次のとおり沿岸漁業改善資金( )を貸し付け願いたく申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

住所 (主たる事務所の所在地)

氏名 (名称及び代表者の氏名)



漁業協同組合		年 月 日	番号
--------	--	-------	----

資金種類	償還期間	据置期間	資金交付希望月	借り受けようとする事業費及び申請額		
				事業量	事業費	申請額
	年	年	月		千円	千円

連帯債務者	住所	氏名	申請者との関係

連帯保証人	住所	氏名	申請者との関係

(略)

(改正後)

第四号様式 (第九条第二項)

沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書

年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあつた沿岸漁業改善資金の貸付け  
について、別添のとおり貸付決定したので通知します。

(改正前)

第四号様式 (第九条第二項)

沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書

年 月 日

様

千葉県知事



年 月 日付け 第 号で申請のあつた沿岸漁業改善資金の貸付け  
について、別添のとおり貸付決定したので通知します。

(改正後)

第五号様式（第十一条第一項）

(略)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

**第1条** 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という。）は、千葉県知事（以下「甲」という。）が次の各号の1に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの資金借入に際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠つたとき。
- (3) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (4) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入つたとき。
- (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (7) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (8) 乙が、千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠つたとき。
- (9) 乙が千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則第6条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき（乙が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当することが判明したとき。）。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(報告)

**第2条** 乙は、事業実施後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。

この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

(略)

(改正前)

第五号様式（第十一条第一項）

(略)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

**第1条** 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という。）は、千葉県知事（以下「甲」という。）が次の各号の1に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの資金借入に際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠つたとき。
- (3) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (4) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入つたとき。
- (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (7) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (8) 乙が、千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠つたとき。
- (9) 乙が千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則第6条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき（乙が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当することが判明したとき。）。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(報告)

**第2条** 乙は、事業実施後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。

この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

(略)

(改正後)

第六号様式（第十二条第二項）

その一

沿岸漁業改善資金事業実施報告書

千葉県知事 様

住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

さきに借り受けた沿岸漁業改善資金（経営等改善資金、生活改善資金、青年漁業者等養成確保資金）については、下記のとおり事業を完了したので報告します。

記

1 借受状況

貸付決定 年 月 日	貸付決定番号	資金借受 年 月 日	資金種類	借受金額
年 月 日	第 年度 号	年 月 日		千円

2 事業実施状況

事業着工 年 月 日	年 月 日	事業完了 年 月 日	年 月 日	事業実施 場 所					
事業計画				事業実績				計画と実績 との相違点 とその理由	
事業名	数量	単価	金額	事業名	数量	単価	支払金額		領収証 番号
		円	円			円	円		
計				計					

注

- 1 事業実施場所は、借受者の住所以外の場所で実施したとき記入すること。
- 2 事業計画欄には、申請時の事業計画の概要、変更承認を得た場合は、その概要を記入すること。
- 3 事業名欄には、貸付対象機器等を詳細に記入すること。また、領収証及び納品書の写しを添付すること。

(改正前)

第六号様式（第十二条第二項）

その一

沿岸漁業改善資金事業実施報告書

千葉県知事 様

住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

さきに借り受けた沿岸漁業改善資金（経営等改善資金、生活改善資金、青年漁業者等養成確保資金）については、下記のとおり事業を完了したので報告します。

記

1 借受状況

貸付決定 年 月 日	貸付決定番号	資金借受 年 月 日	資金種類	借受金額
年 月 日	第 年度 号	年 月 日		千円

2 事業実施状況

事業着工 年 月 日	年 月 日	事業完了 年 月 日	年 月 日	事業実施 場 所					
事業計画				事業実績				計画と実績 との相違点 とその理由	
事業名	数量	単価	金額	事業名	数量	単価	支払金額		領収証 番号
		円	円			円	円		
計				計					

注

- 1 事業実施場所は、借受者の住所以外の場所で実施したとき記入すること。
- 2 事業計画欄には、申請時の事業計画の概要、変更承認を得た場合は、その概要を記入すること。
- 3 事業名欄には、貸付対象機器等を詳細に記入すること。また、領収証及び納品書の写しを添付すること。

(改正後)

3 資金調達の実績

	総事業費	資金調達区分		
		沿岸漁業改善 資金	自己資金	その他
	円	円	円	円
申請計画実績				

注 借受けが共同の場合には、個人別明細表を添付すること。

その二

沿岸漁業改善資金事業実施報告書

年 月 日

千葉県知事 様

住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

さきに借り受けた研修教育資金に係る研修は、下記のとおり終了したので報告します。

記

1 借受状況及び研修状況

貸付決定 年 月 日	貸付決定 番号	借受年月日	借 受 額	研修の名称	研 修 期 間
	第 号	年 月 日	千円		

(略)

(改正前)

3 資金調達の実績

	総事業費	資金調達区分		
		沿岸漁業改善 資金	自己資金	その他
	円	円	円	円
申請計画実績				

注 借受けが共同の場合には、個人別明細表を添付すること。

その二

沿岸漁業改善資金事業実施報告書

年 月 日

千葉県知事 様

住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）



さきに借り受けた研修教育資金に係る研修は、下記のとおり終了したので報告します。

記

1 借受状況及び研修状況

貸付決定 年 月 日	貸付決定 番号	借受年月日	借 受 額	研修の名称	研 修 期 間
	第 号	年 月 日	千円		

(略)

第七号様式（第十三条）

（改正後）

受理	年 月 日
受理	年 月 日
受理	年 月 日

沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）で沿岸漁業改善資金を借り受けましたが、次のとおり償還を猶予願いたく申請します。

資金の種類					
借受者の氏名又は名称					
借受金額					
当初の償還方法	償 還 期 日	金 額			
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変更後の償還方法	償 還 期 日	金 額			
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変更理由					

第七号様式（第十三条）

（改正前）

受理	年 月 日
受理	年 月 日
受理	年 月 日

沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）で沿岸漁業改善資金を借り受けましたが、次のとおり償還を猶予願いたく申請します。

資金の種類					
借受者の氏名又は名称					
借受金額					
当初の償還方法	償 還 期 日	金 額			
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変更後の償還方法	償 還 期 日	金 額			
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変更理由					

(改正後)

第九号様式 (第十四条第二項)

沿岸漁業改善資金支払猶予決定連絡書

年 月 日付け貸付決定 (貸付決定番号第 号) の沿岸漁業改善資金  
については、別添のとおり支払の猶予を決定したので通知します。

年 月 日

様

千葉県知事

(改正前)

第九号様式 (第十四条第二項)

沿岸漁業改善資金支払猶予決定連絡書

年 月 日付け貸付決定 (貸付決定番号第 号) の沿岸漁業改善資金  
については、別添のとおり支払の猶予を決定したので通知します。

年 月 日

様

千葉県知事

